

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

亀山市長 櫻井 義之

市町村名 (市町村コード)	亀山市 (24210)
地域名 (地域内農業集落名)	関町木崎・新所・小野地区 (新所(宿屋、水落とし地区を除く)、木崎(上田、関台地区を除く)、小野地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月25日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>(西畑) 当該地区は、水稻を中心として営農が行われているが、農地の一部は水路から田へ水が引けなくなり荒廃農地となっている。作付けされている農地は、中山間地のため獣害被害もあり獣害対策が行われ、中山間地域等直接支払交付金を活用し管理が行われている。農地の大きさや形が悪いのが課題であるが、受益者負担をしてまで土地改良を行う予定はない。</p> <p>(観音沖) 当該地区は、圃場整備された農地であることから荒廃農地もなく水稻を中心に営農が行われている。また、中山間地のため獣害被害もあり獣害対策が行われている。狭隘な農道が課題である。</p> <p>(鐘鑄場) 当該地区は、市街地近郊にある平坦な農地が広がる地域である。一部荒廃農地があるものの、稲作を中心として作付けがされており、一部、畑、牧草の作付けもある。</p> <p>(大岨・姫御前) 当該地区は、市街地近郊にある水稻中心の地区であるが近年荒廃農地や保全管理地が拡大しており、今後も荒廃農地が広がる可能性があるため、新たな担い手の確保が喫緊の課題である。一方で、荒廃農地を解消しても農業用水路の水量が少なく水稻の作付けできるかが課題となっている。</p> <p>主な作物:水稻、牧草</p>

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>主要作物は、水稻を中心として進めていく。今後、耕作できなくなる農地は保全管理を行いつつ、段階的に地域内外の担い手に渡し、地域農業を維持継続していく。</p>

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	12.33 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12.33 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>農振農用地区域の農地を農業上の利用が行われる区域とした。</p>

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・集落の内外で農地拡大意欲を示す担い手を確保し集積、集約しつつ、地域全体で支えていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用を目指し、集落の状況に応じて段階的に農地集積を図る。
(3) 基盤整備事業への取組方針
予定なし
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
兼業農家等を地域の担い手として確保しつつ、地域外からも担い手を確保することで、地域の農業を継承し担い手の発展に繋げる。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところ未定

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	
【選択した上記の取組方針】				
①防護柵を設置している箇所は引き続き維持管理していく。				
⑦中山間地域等直接支払交付金等を活用している地区については継続して維持・保全をしていく。				